平成２６年（フ）第５２２号
静岡市葵区西瀬名町17番Ｋ１―207号
債務者　箱島　寛和
1　決定年月日時　平成26年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月16日午前11時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５２９号
静岡市清水区折戸２丁目12番27号
債務者　若林由規乃（旧姓川島）
1　決定年月日時　平成26年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月16日午前11時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４６５号
栃木県河内郡上三川町しらさぎ２丁目30番地７
債務者　中村　康子
1　決定年月日時　平成26年11月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月16日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第４７４号
栃木県佐野市会沢町608番地、前住所栃木県さくら市氏家541番地４
債務者　相子　一浩
1　決定年月日時　平成26年11月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月16日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１６８６号
神奈川県鎌倉市大船４丁目３番26号　ヴェルデ鎌倉103
債務者　佐藤　英次
1　決定年月日時　平成26年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４９５号
静岡県焼津市飯淵817レオパレスまつき104号、住民票上の住所大阪市淀川区加島３丁目13番11―22号
債務者　藤田　　陣
1　決定年月日時　平成26年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月23日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第８７０号
東京都西東京市東町３丁目11番２―508号
債務者　長谷川直人
1　決定年月日時　平成26年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月23日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第４９８号
栃木県芳賀郡茂木町大字小井戸2550番地３、前住所栃木県芳賀郡茂木町大字小井戸822番地１
債務者　関　　香（旧姓増田）
1　決定年月日時　平成26年11月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月23日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１６３９号
神奈川県藤沢市弥勒寺１丁目20番８号　ハイツ矢沢Ａ102号
債務者　遠藤三奈子（旧姓大美）
1　決定年月日時　平成26年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月30日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５１８号
静岡市清水区興津中町625番地の１　県営団地９―406、旧住所静岡市清水区三保970番地鈴木アパート２Ｆ―左
債務者　望月　竜二
1　決定年月日時　平成26年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月４日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２６年（フ）第４８号
愛知県一宮市猿海道３丁目１番18号　パークサイド多加木303号
破産者　おたからや千種店こと買取専門店桜こと桜ことピヘンギこと　阪本　勝司
1　決定年月日　平成26年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第１２６３号
福岡市南区花畑１丁目42番14号
破産者　株式会社ケイアンドケイ
1　決定年月日　平成26年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第２４８号
埼玉県川口市北原台１丁目26番22―102号
破産者　三隆工業株式会社
1　決定年月日　平成26年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第７３１号
福岡市中央区高砂１丁目11番１号
破産者　有限会社セラヴィ
1　決定年月日　平成26年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１８１号
大分県中津市本耶馬渓町下屋形1114番地の１
破産者　有限会社ホテル青山
1　決定年月日　平成26年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第８８号
青森県八戸市大字糠塚字平中22番地
破産者　有限会社長者マンション
1　決定年月日　平成26年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２６年（フ）第１１３号
栃木県宇都宮市中岡本町2569番地10　コーポウイングⅡ108、前住所栃木県塩谷郡高根沢町宝石台４丁目10番地６
破産者　今野健太郎
1　決定年月日　平成26年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係